



訓練／駆付け通報装置……………2

春季全国火災予防運動実施／住宅用火災警報器設置／
令和5年度火災予防ポスター展／令和5年度災害発生状況……………3

消防協力者表彰／人事行政運営等の状況／令和4年度決算状況／
令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況……………4

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈りするとともに、被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

救急課新設「住民の安全安心のために」

救急課を新設

消防組合では、年々増加する救急需要に対応するため、令和5年度から救急分野に高い専門性を持つ「救急課」を新設しました。

救急課は、救急業務の企画運営や統計などを担当する「救急管理指導係」と救急技術の研究や指導などを担当する「救急高度化推進係」の2係で構成しています。

救急隊員が現場で使用する各種資器材の整備や現場活動における隊員の安全管理、救急隊員の育成や訓練などを行い、様々な出動に対応するため万全を期しています。

また、管内において、通常の救急体制では対応が困難な事案が発生した場合、特別救急隊を編成し、出動体制の強化を図り、傷病者管理や医療機関との調整を実施しています。

救急課は、災害医療の目的である「防ぎ得た死」をなくすこと、また、超高齢化社会による救急需要の増加を見据えた対応など安定した救急体制を持



続することで、消防力の強化を図り、住民の安全安心を守ります。

課員にインタビュー

やりがいについて教えてください

救急に関する事務や市民への応急手当普及啓発活動などに携わっています。救急資器材の購入や整備、心肺蘇生法の応急手当を市民に普及啓発することで、より良い救急活動、より高い救命効果につながることをやりがいを感じています。

◆今後の展望について教えてください

今後も救急出動件数の増加が見込まれ、救急分野は高度化していくことが予想されます。救急課が新設されたことにより、専門性の高い業務を遂行することが可能となり、市民への行政サービスの更なる向上が期待できます。



救急課
救急高度化推進係
消防司令補
北原龍之

救急隊員教育訓練

この訓練は、救急業務に従事する職員の統括を行う指導救命士※1を中心に、新任救急救命士、救急隊長教育などを行っています。

新任救急救命士の訓練は、救急救命士が行う静脈路確保※2や薬剤投与※3などに関する技術向上を主眼とし、迅速かつ的確に特定行為を行う方法



を能動的に考えて実行するなど、技術と判断力を共に磨くことができるカリキュラムが組まれ、指導救命士から実践的なアドバイスを受けながら実施しています。

訓練参加者からは、「訓練を行うことで、待たなしの現場活動に冷静に対応できると感じました。」「様々な訓練を通じて自信が付き、先輩に早く追いつきたいという焦る気持ちが

解消されました。」「自分が目指してきた職業に就けていることに感謝し、これからも救急救命士として職務を全うしたいと思います。」「といった熱意あるコメントがありました。

今後も救急隊全体のレベルアップにつながる訓練を続けてまいります。



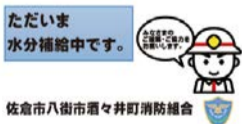
救急課からみなさまへ

◆応急手当に関する講習会
令和5年度より、定期救命講習会を再開しております。原則、佐倉市、八街市、酒々井町に在住、在勤、在学の方が対象です。受講を希望する方は消防組合公式ホームページで開催日程やお申し込み方法などをご確認ください。また、受付期間内に担当の消防署に電話にてお申し込みください。定員になり次第、受付を終了させていただきます。

◆コンビニエンスストアなどの利用について、ご理解とご協力を！
救急出動件数の増加に伴い、救急車の連続する出動や

長時間に及ぶ現場活動が続き、救急隊員が消防署に戻れず、食事や水分補給及びトイレ休憩をとることができないケースがあります。

救急隊員の健康管理や精神的ストレスを軽減するため、必要に応じて病院やコンビニエンスストア等で飲食物を購入し、公共施設を救急隊員の休憩場所等として利用する場合があります。救急要請に対する出動体制は維持しておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryousoudan/ansindenwasoudan.html>

◆救急安心電話相談について
千葉県では千葉県救急安心電話相談として全国統一番号である「#7119」を活用しています。

具合が悪くなり、「医療機関を受診するか」「救急車を呼ぶか」迷われたとき、ご相談ください。

詳細は、千葉県ホームページからご覧ください。

※1 指導救命士 …… 救急救命士や救急隊員の指導・教育をはじめ、救急活動の事後検証などを行う。 ※2 静脈路確保 …… 静脈内に針やチューブを留置して輸液路を確保する処置のこと。 ※3 薬剤投与 …… 心臓機能停止状態の患者に薬剤(アドレナリン)を投与すること。

訓練

各種訓練を実施しました

消防組合では、地域の安全・安心を高い水準で守り、住民の皆様の期待に応えることができるよう、年間を通して研修・訓練を実施しています。これらの内容の一部を紹介いたしますので、今後の職員の活躍にご期待ください。

有事に備えて！ 土砂災害対応訓練

佐倉消防署

ここ数年、緊急消防援助隊が派遣されるような大規模な自然災害が日本各地で発生しています。土砂災害もそのうちのひとつです。土砂災害現場は、膨大な土砂やがれきがあり捜索が難しいことや土砂を手作業で掘削することから、救出までには時間を要することが見込まれます。そのため要救助者を早期に見つけ出すためには、活動方法を整理し、習熟することが不可欠です。

訓練は令和5年11月19日と12月10日の2日間にわたり大同産業株式会社の協力のもと、救助隊員45名が参加して、土砂災害の現場に派遣された救助隊員が、安全、確実、迅速な活動が行えるよう、知識や技術を向上させることを目的として土砂災害対応訓練を実施しました。

埋没している要救助者を救出することは、大変な作業で隊員一人一人にかかる負担は大きく、実際の現場に近い環境下での訓練は非常に有意義であり、この訓練



を通じて実際の土砂災害時の救助活動に関する知識を深めました。

今後も地域に密着した訓練を実施し、高度な知識、技術を身に付け、市民の安全・安心を守るために全力を尽くします。



緊急消防援助隊 関東ブロック合同訓練

志津消防署

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、大規模な災害時におけ

る全国的な消防支援体制を整備するために、平成7年に創設され、各地域での災害への対応能力向上と協力体制の構築を目指し、毎年、全国を6つのブロックに分けて合同訓練を実施しています。

令和5年度の緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練は、11月14日と15日の2日間にわたり山梨県で行われ、1都9県から約1,000名の消防職員が参加しました。この訓練では、山梨県内の受援体制の確認と消防機関、緊急消防援助隊および関係機関との連携強化が図られました。

消防組合からは志津消防署の職員も参加し、訓練では、地震の発生に伴い住宅密集地域から住宅火災が発生したとの想定により、隣接する林野への延焼の危険が高まることから、延焼を防ぐために約400メートルを超える遠距離送水訓練や延焼阻止訓練の任務を遂行しました。

参加した隊員からは、「今回の訓練を通して様々なことを学ぶことが出来ました。日々の消防署で行う訓練とは違い、他県の消防本部との連携や消防組合には無い特殊車両や特殊資機材を使用した訓練を行うことができ、知識、技術の向上につながりました。また、宿営訓練では最新のテントや災害用支援車を活用した訓練が出来ました。この貴重な

経験を活かし、有事の際には率先して活動できるようにしたいと思います。」



救助隊になりたい！ 救助隊員養成訓練

八街消防署

消防組合では、佐倉消防署に高度救助隊、八街消防署に特別救助隊を配備し、強靱な体力・精神力、高度な救助技術を持ち合わせた救助隊員が、住民の安全・安心を第一に活動しています。

救助隊員として活動するためには、消防組合が行う試験に合格する必要があります。一次試験では、体力測定や消防隊員としての活動技術、二次試験では、救助に関する幅広い知識、技術の習得を確認し、救助隊員

としての適性について総合的に評価されます。

八街消防署からは、2名が一次試験に合格し、救助隊員を目指すため厳しい養成訓練を受けていますので紹介します。



祐川消防士

消防士になる前から、救助隊という存在に憧れがありました。こ

数年、災害が多発、多様化しておりますが、その最前線に立ち、住民の安全・安心を守るべく、自分に妥協しない、救助隊員になれるよう日々努力していきます。



高橋消防士

勤務中だけでなく休日であっても、体力づくりなど今できる事は

全力で取り組んでいます。また、訓練の中で、疑問に思ったことは、理解するまで徹底的に学び、探求心をもって訓練に臨んでいきます。

地域の安全を守るため！ 酒々井町消防団と連携訓練

酒々井消防署

酒々井消防署では、令和5年11月5日に酒々井町尾上高崎川にて酒々井町消防団と連携して、中継放水訓練を実施しました。

中継放水とは、ポンプ車両から長距離の火災現場まで水を送水する場合に、ホースの中で摩擦が生じ、

駆付け通報装置 について

指揮指令課

「駆付け通報装置」は、火災や救急などの災害発生により無人となってしまう消防署へ、緊急時に直接来られた方への対応をするための装置で、各消防署の玄関付近に設置されています。受話器を上げるだけで自動的に指令センターの職員へつながり、消防車や救急車を要請することができます。

《使用方法》

「駆付け通報装置」の受話器を上げて指令センターの職員に緊急であることを伝えてください。指令センターの職員が必要なことを一つ一つ伺いますので落ち着いて回答して下さい。

※「駆付け通報装置」は、緊急電話ですので消防車、救急車の要請など緊急時以外は利用できません。

駆付け通報装置設置場所の一例
佐倉消防署受付横



佐倉市八街市酒々井町消防組合公式ホームページ (PC)

住民の皆さん及び事業所の皆さんへお伝えしたい情報を掲載しています。

※読み取ったアドレスをパソコンに転送しご覧になるか、スマートフォンなどでご覧ください。



春季全国火災予防運動実施

(3月1日～7日)

「2023年度 全国統一防火標語」
火を消して 不安を消して つなぐ未来

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を予防し、高齢者の方などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施しています。

住宅防火 いのちを守る

10のポイント

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

維持管理について
 住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

地震の時、自動で電気を遮断できる 感震ブレーカーをつけましょう

- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器を設置してありますか？

家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。

住宅用火災警報器の主な取付場所

- ①寝室…就寝に使用するすべての部屋に設置が必要です。
- ②階段…寝室がある階の階段上部に設置が必要です。

設置義務です 住宅用火災警報器



感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感じたときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切つて避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

令和5年度火災予防ポスター展



令和5年度の火災予防ポスター展は、消防組合管内の小学校30校から385点の応募があり、そのうち40作品が入賞、入賞者に賞状と賞品を贈呈しました。また、応募者全員に参加賞を贈りました。ご応募ありがとうございました。

- ◆**最優秀賞**
 (オリジナルポスター作品)
 八街市立八街東小学校
 4年 綿貫 仁心さん
- ◆**消防長賞**
 佐倉市立王子台小学校
 4年 永妻 光さん



- ◆**佐倉防火安全協会長賞**
 佐倉市立井野小学校
 5年 尾内 隼人さん
- ◆**佐倉消防署長賞**
 佐倉市立寺崎小学校
 3年 吉村 陽音さん
- ◆**志津消防署長賞**
 佐倉市立下志津小学校
 1年 原田 千歳さん
- ◆**八街消防署長賞**
 八街市立八街東小学校
 6年 須藤 瞬さん
- ◆**酒々井消防署長賞**
 酒々井町立酒々井小学校
 5年 宮本 結太郎さん

以上が特別賞7名の皆さんです。この他に優秀賞が8点、入選が25点ありました。最優秀賞の作品は令和5年度の火災予防オリジナルポスターとして消防組合管内に掲示されています。

令和5年度災害発生状況(1月から12月末)

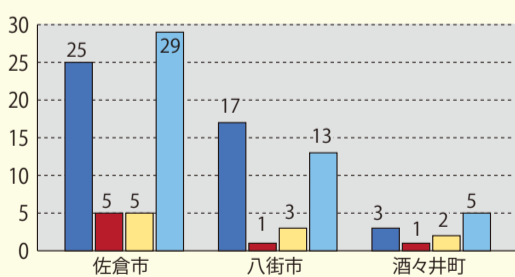
火災発生状況

火災発生状況は109件で、火災種別ごとの発生件数は、建物火災が45件、林野火災が7件、車両火災が10件、その他の火災が47件です。

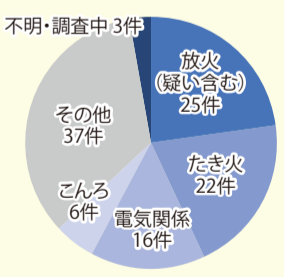
出火原因別で見ると一番多いのが、「放火(疑い含む)」により発生した火災で25件、次いで「たき火」による火災が22件、「電気関係」による火災が16件、「こる」による火災が6件となっています。

救急・救助活動状況
 救急出動件数は16,190件で、前年と比較して1,010件の増加であり、構成市町別にみると佐倉市が10,548件で695件の増加、八街市が4,465件で260件の増加、酒々井町が1,177件で55件の増加です。

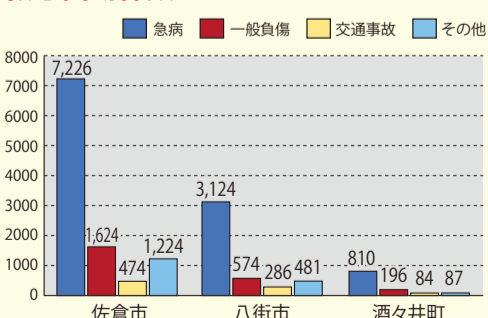
火災発生件数



出火原因別件数



救急出動件数



救助出動件数は198件で前年と比較して24件の増加であり、構成市町別にみると佐倉市が122件、八街市が58件、酒々井町が18件となっています。

事故種別では「建物等による事故」が最も多く87件、次いで「その他」が61件、「交通事故」が37件となっています。

ご協力ありがとうございました

消防活動にご協力いただいた方に、消防組合から感謝状を贈りましたので、ご紹介します。

★消防協力者表彰

佐倉消防署長表彰

【令和4年10月3日、印旛郡酒々井町上本佐倉で発生した救急事案における救急活動】
(写真右から)

佐藤 俊幸さん
熊井 朋子さん
牧田 晃さん



酒々井消防署長表彰

【令和4年12月24日、印旛郡酒々井町東酒々井で発生した救急事案における救急活動】
佐野 朗健さん



志津消防署長表彰

【令和5年4月10日、佐倉市ユーカリが丘で発生した車両火災における消火協力】
(写真右から)

塩野 智弘さん
館岡 浩治さん
島田 嘉之さん
池田 尚己さん
宮崎 一さん



八街消防署長表彰

【令和5年5月10日、八街市八街で発生した救急事案における救急活動】
藏川 淳さん
石橋 正さん(写真なし)



人事行政運営等の状況

職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。詳しくは、消防本部総務課 TEL 043(481)1190へ

1. 職員の任免及び職員数に関する状況について

◎採用・退職者数

採用者数	退職者数
20人	15人

(採用者数は令和4年度分、退職者数は令和3年度分)

◎職員数の状況について

令和4年	令和5年
392人	390人

(各年4月1日現在) ※構成市併任職員3人を除く。

2. 職員の給与の状況

◎職員の平均給与月額等について

職種	令和4年4月1日現在				令和5年4月1日現在			
	平均年齢	平均給与月額	給料	諸手当	平均年齢	平均給与月額	給料	諸手当
消防	42歳3月	444,611円	327,100円	117,511円	42歳2月	438,350円	326,000円	112,350円

(注)給与月額とは、月々支給される給料(基本給)と諸手当(期末手当、勤労手当及び退職手当を除くすべての手当)の合計をいいます。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

◎勤務時間の状況(令和5年4月1日現在)

	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
毎日勤務職員	8:30	17:15	12:00~13:00	
隔日勤務職員	8:30	8:30(翌日)	12:00~13:00 17:15~18:15 20:00~6:00(翌日) ※内6時間30分	15:00~15:15 (翌日)7:00~7:15

4. 職員の休業の状況

◎育児休業の状況(令和4年度)

男性職員	女性職員
0人	1人

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況について

◎職員の分限処分の状況(令和4年度)

降任	免職	休職	降給
0	0	9	0

(注)「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分です。

◎職員の懲戒処分の状況(令和4年度)

戒告	減給	停職	免職
1	0	0	0

(注)「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

6. 職員のサービスの状況について

◎年次有給休暇の状況(令和4年度)

平均使用日数	取得率
12.7日	33.4%

7. 職員の研修の状況について(令和4年度)

職員の消防業務等に関する基礎研修及び専門研修として、消防大学校、千葉県消防学校、救急振興財団などの救急救命士研修及び千葉県自治研修センターの各種研修機関などを利用し、階層別、職務別研修などを実施しております。更に、一部の職員を対象とした安全運転講習や職員の一般教養に関する研修会を実施し、職員の消防、その他の分野における能力アップを目的とした研修なども実施しております。

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況について(令和4年度)

(1) 職員の安全と健康に関する事業

安全責任者及び産業医、衛生管理者などを選任するとともに、安全関係者会議及び衛生委員会を開催して職員の安全と健康の確保、職場環境の改善を図っております。また、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うための定期健康診断や産業医による職場巡視・健康相談などを実施しております。その他、災害現場での感染予防のため、B型肝炎・破傷風などの予防接種を実施しております。

(2) 公務災害の発生状況 認定件数 3件

(3) 千葉県市町村職員共済組合による福利厚生事業

概要: 共済組合負担金(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に定められた割合を乗じた金額)
事業内容: 出産費支給等保健事業、年金事務、各種福祉事業を実施

(4) 千葉県市町村職員互助会による福利厚生事業

概要: 互助会負担金(標準報酬の月額に定められた割合を乗じた金額)
事業内容: 千葉県市町村職員共済組合事業の補完的的事业を実施

9. 千葉県市町村公平委員会の業務の状況について(令和4年度)

- (1) 勤務条件に関する措置要求の状況 該当なし
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし

令和4年度決算状況

(1) 歳入

区分	決算額(円)	構成比(%)	区分	決算額(円)	構成比(%)
1 分担金及び負担金	4,283,992,479	86.7	6 寄附金	0	0.0
2 使用料及び手数料	1,499,640	0.0	7 繰入金	147,070,000	3.0
3 国庫支出金	11,439,560	0.2	8 繰越金	2,643,190	0.1
4 県支出金	1,557,000	0.0	9 諸収入	29,510,978	0.6
5 財産収入	1,389,355	0.0	10 組合債	462,800,000	9.4
			歳入合計	4,941,902,202	100.0

(2) 歳出

区分	決算額(円)	構成比(%)	区分	決算額(円)	構成比(%)
1 議会費	1,432,259	0.0	4 公債費	404,184,479	8.3
2 総務費	1,257,815	0.0	5 予備費	0	0.0
3 消防費	4,491,221,747	91.7	歳出合計	4,898,096,300	100.0

(3) 性質別歳出決算額

区分	決算額(円)	構成比(%)	区分	決算額(円)	構成比(%)
人件費	3,571,320,180	72.9	普通建設事業費	499,877,459	10.2
物件費	331,467,248	6.7	(1)補助事業費	20,291,000	0.4
維持補修費	19,019,616	0.4	(2)単独事業費	479,586,459	9.8
補助費等	72,223,963	1.5	積立金	3,355	0.0
公債費	404,184,479	8.3	歳出合計	4,898,096,300	100.0

(4) 構成市町別分担金

(単位:円)

市町名	常備消防費分担金	長期償還分担金	庁舎建設費負担金	合計
佐倉市	2,357,051,000	263,169,169	3,235,000	2,623,455,169
八街市	1,081,947,000	101,067,478	1,485,000	1,184,499,478
酒々井町	435,492,000	39,947,832	598,000	476,037,832
合計	3,874,490,000	404,184,479	5,318,000	4,283,992,479

令和4年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況



情報公開制度

■ 実施機関別公文書の開示請求件数と処理状況 (件)

実施機関名	請求件数	公文書件数	決定内容など				
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
管理者	14	14	1	13	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	14	1	13	0	0	0

※請求された公文書の主な内容…救急及び防火対象物に関する文書など
※行政不服審査会に対する不服の申出、相談及び苦情など…なし

個人情報保護制度

■ 自己情報の開示請求件数と処理状況 (件)

請求件数	公文書件数	決定内容など				
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
4	4	0	4	0	0	0

※請求された公文書の主な内容…救急及び火災に関する文書
※行政不服審査会に対する不服の申出、相談及び苦情など…なし